



12月には家庭の防火チェックをしてみましょう!! ～暮らしの安心は防火から～



双葉消防本部 富岡消防署

～はじめに～

家庭から火を出さないのが重要です。年末になると、大掃除、クリスマス、大晦日などの家庭のイベントがあります。そんなときに火災が起きて

しまうと楽しいイベントが悲しいものとなります。今回は、そんなイベントが来る前に、家庭の防火チェックを家族全員でやってみましょう!!

～防火チェック表～

Q1 家の周りに燃えやすいものを置いていない。 はい・いいえ

Q2 ゴミは収集日の朝に出している。 はい・いいえ

Q3 寝たばこはしない・させない。 はい・いいえ

Q4 灰皿には吸い殻を溜めていない。 はい・いいえ

Q5 子供の手の届く場所にライターを置いていない。 はい・いいえ

Q6 揚げ物をしている時はその場を離れない。

離れるときは火を止めてから離れる。 はい・いいえ

Q7 コンロの周りには燃えやすい物を置いていない。 はい・いいえ

Q8 ストープの近くで洗濯物を乾かすことはしない。 はい・いいえ

Q9 石油ストーブは火を消してから給油している。 はい・いいえ

Q10 タコ足配線はしていない。 はい・いいえ

Q11 陰に隠れているコンセント付近にホコリがたまっていない。 はい・いいえ

Q12 部屋の掃除や家の周りの清掃は定期的に行っている。 はい・いいえ

Q13 消火器を設置している。

また、使い方やある場所を家族全員が知っている。 はい・いいえ

Q14 住宅用火災警報器について知っている。

また、定期的に動作チェックをしているので電池は切れていない。 はい・いいえ

Q15 火災が起きたら119番に通報する。 はい・いいえ

「はい」の数は15問中何個ありましたか?

13個以上「防火の達人」：防火の意識がとても高いです!!

7～12個「防火の生徒」：防火の意識はまずまずです。

6個以下「防火の見習い」：火災を起こしてしまう可能性も!!



消防に関するご意見ご質問等は、双葉消防本部富岡消防署檜葉分署 0240-25-2119

20歳から国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金

の加入手続きを行きましょう。

役場の国民年金担当係または年金事務所へお尋ねください。※20歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いが猶予される制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生の方など	会社員、公務員など（厚生年金保険や共済組合の加入者で65歳未満の方）	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】15,040円（平成25年度）被保険者が負担します。	厚生年金保険料17.120%（平成25年9月現在）労使折半で負担します。	被保険者本人は保険料負担を要しません。配偶者の加入している年金制度の保険者が負担します。

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

■年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金保険に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、

加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

◆問い合わせ先 町民保健グループ ☎0240-27-2113
平年金事務所 ☎0246-23-5611